

# 九重町の介護保険事業の特徴と決算報告

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

## 1 令和6年度決算の概要

介護サービスにかかる費用は、公費負担(国や大分県、九重町)と40歳以上の皆さんに納めていただいた保険料、自己負担金(各サービス費用の1割～3割)を財源に運営しています。

令和6年度の歳出総額は、14億3,721万円でした。歳出の主な内訳としては、施設サービス費が6億1,412万円と在宅サービス費が6億2,107万円となっており、大半を占めています。

### 〔歳入〕 15億1,987万円

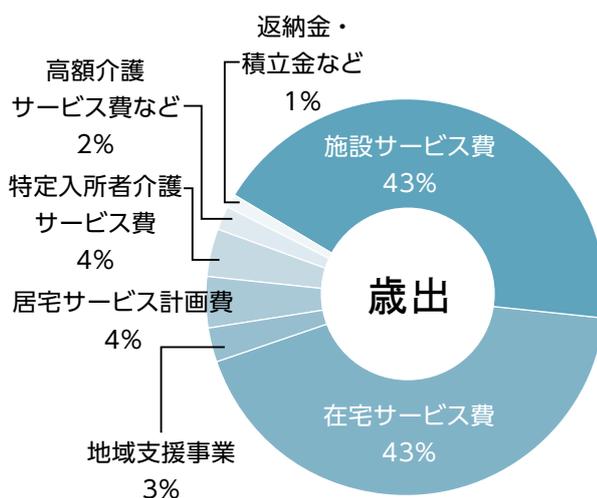
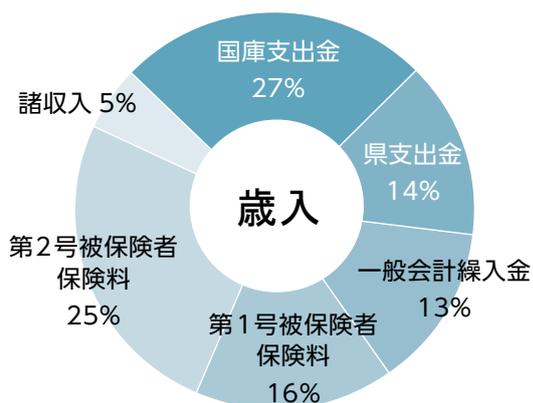
国庫支出金	4億941万円
県支出金	2億1,609万円
町支出金	1億9,410万円
第2号被保険者保険料	3億8,332万円
第1号被保険者保険料	2億4,049万円
諸収入	7,646万円

### 〔歳出〕 14億3,721万円

施設サービス費 (特別養護老人ホーム、介護老保健施設など)	6億1,412万円
在宅サービス費 (訪問サービス、通所サービスなど)	6億2,107万円
地域支援事業 (介護予防推進など)	4,895万円
居宅サービス計画(ケアプラン作成)	5,747万円
特定入居者介護サービス費	5,271万円
高額介護サービス費など	2,173万円
返納金・積立金など	2,116万円

財源割合(利用者負担除く)

公費 54% 保険料 46%



九重町では、九重町第9期介護保険事業計画(令和6年度～8年度)の基本理念である、「助け合い、みんなで支えるまちづくり」を推進してきました。

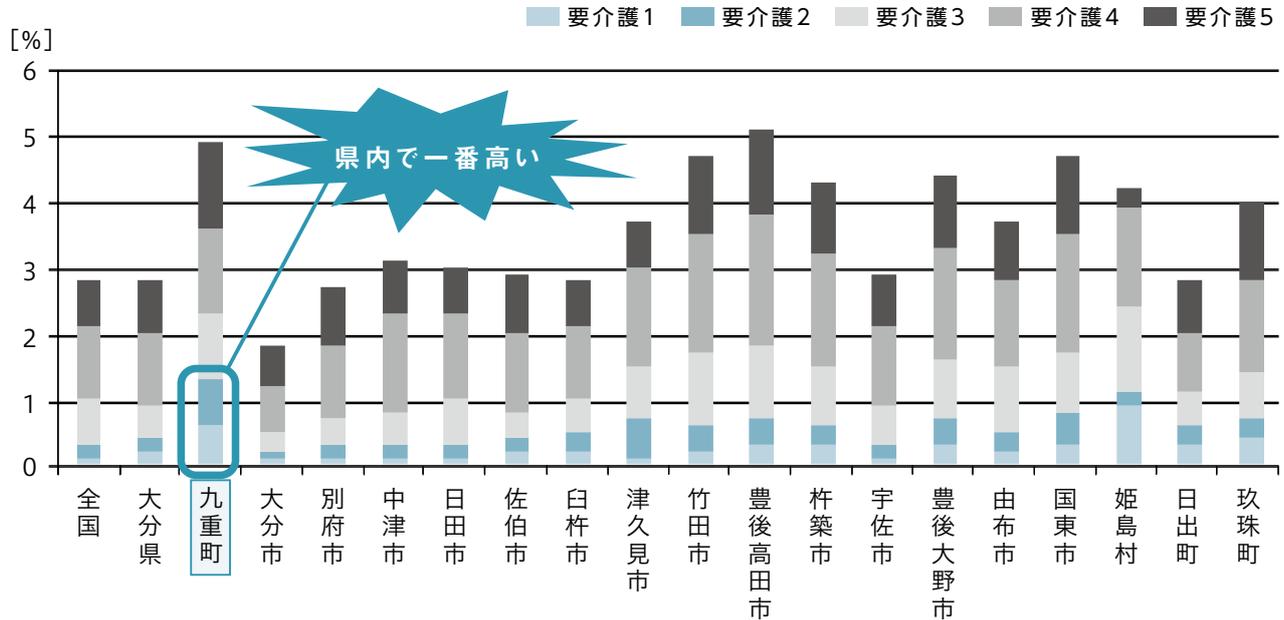
引き続き、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続し、いつまでも元気に暮らすことが出来るように介護予防事業(いきいき夢サロン事業、ほほ笑い教室、短期集中リハビリ教室等)を行っていきます。



## 2 九重町の介護保険事業の特徴

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報  
(時点) 令和7年(2025年)7月

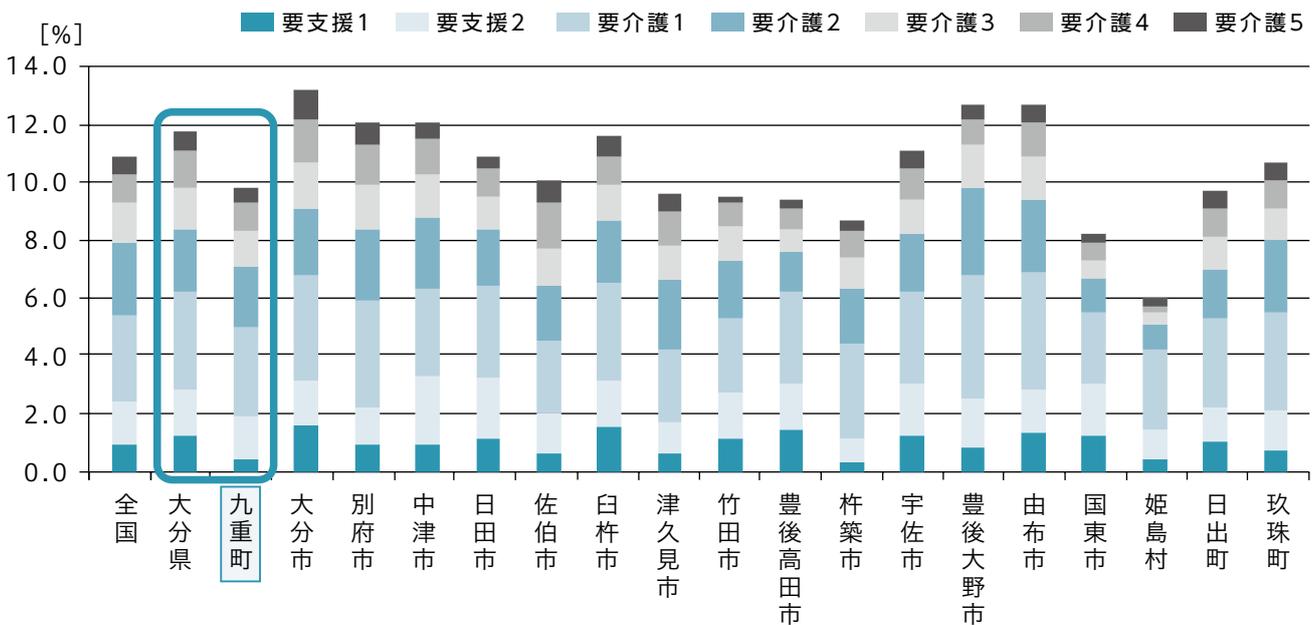
### ①受給率(施設サービス)(要介護度別)



#### 九重町の特徴

県内の市町村に比べ、施設サービス費の割合が高くなっており、また、要介護1と要介護2の施設サービスの利用割合は最も高くなっています。

### ②受給率(在宅サービス)(要介護度別)



#### 九重町の特徴

施設サービスと比較して、在宅サービスの利用割合は県内の平均を下回っています。

※①②ともに第1号被保険者数に対する受給者数の割合

## 後期高齢者医療広域連合からのお知らせ 高額介護合算療養費の お知らせを送付します

### ●お問い合わせ

地域共生支援課 ☎0973-76-3821  
大分県後期高齢者医療広域連合  
☎097-534-1771

高額介護合算療養費とは、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超えた額について支給される制度です。大分県後期高齢者医療制度の被保険者で支給が見込まれる方に、令和8年2月にお知らせの文書と支給申請書を送付します。支給申請書に必要な事項を記入し、九重町役場地域共生支援課で申請手続きをしてください。

### 【申請に必要な書類】

- 支給申請書 ●お知らせの文書
- 通帳等(口座情報が確認できるもの)
- 後期高齢者医療資格確認書
- 介護保険被保険者証
- マイナンバーカード等(マイナンバーを確認できるもの)  
※申請者(代理人を含む)の身元確認ができるもの(運転免許証等)

## 環境緑化用樹木を配布します

### ●お問い合わせ

農林課 ☎0973-76-3804

環境緑化運動の一環として、緑化木の配布を下記の日程で行います。

【配布日時】 3月3日(火) 午後5時30分～  
(なくなり次第終了します)

【配布場所】 九重町役場玄関前

【配布予定樹種】

種類	配布 予定本数	種類	配布 予定本数
ヤマボウシ	20	ハマヒサカキ	20
アオキ	20	イロハモミジ	20
ミツバツツジ	20	ゲッケイジュ	34
ドウダンツツジ	40	オリーブ	40
トキワマンサク(白)	20	マホニアコンフューサ	20
ブルーベリー	6		

なお、数に限りがありますので来場者多数の場合は、本数の制限をさせていただくことがあります。

**当日は募金活動を実施しますので、『緑の募金』  
にご協力をお願いします!**

## おおいた広域窓口サービス終了のお知らせ

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

大分県内17市町で実施しております「おおいた広域窓口サービス」は、  
**令和8年3月31日をもって終了いたします。**

これまで、本サービスで対応してきた他市町の証明書の請求方法は、  
各市町にお問い合わせください。

これまで大分県内17市町の窓口で住民票の写し、戸籍謄・抄本など各種証明書を取得できる「おおいた広域窓口サービス」を実施していましたが、令和8年3月31日をもって終了することとなりました。ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

サービス終了後の証明書の取得方法については、発行元の市町にお問い合わせください。

九重町では窓口での取得・郵送請求のほか、住民票についてはオンライン請求での取得が可能です。また、戸籍謄本などは令和6年3月1日から戸籍の広域交付が開始されており、本籍地以外の市区町村でも取得できるようになっていますのでご利用ください。

## 日田税務署確定申告会場への来場を検討されている方へ

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

申告会場への入場には、時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、LINEの友達追加を通じたオンライン事前発行と当日配布分があります。配布状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。

- ・開催期間 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)の平日
- ・開催場所 日田税務署(日田市田島2丁目7-1)
- ・電話 0973(23)2136 ※自動音声案内 確定申告に関する相談は「0」を選択
- ・受付時間 午前9時から午後4時まで
- ・申告・納税期限 所得税・贈与税令和8年3月16日(月)まで 個人事業者の消費税令和8年3月31日(火)まで

同期間中、九重町役場においても申告受付を実施しておりますが、青色申告、相続税、贈与税、消費税などは日田税務署での受付となります。また、住宅ローン控除1年目、先物取引等 同会場では対応出来ない場合には、日田税務署へのご案内となることをご了承下さい。

### ■オンライン事前予約方法

#### ステップ1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加  
※「友だち追加」ボタンをタップ、二次元コードを読み込むほか、国税庁LINE公式アカウント別ウィドウで開きます(外部サイト)から友だち登録できます。

#### ステップ2

「メインメニュー」タブの「確定申告相談の申込(個人の方)」を選択

#### ステップ3

税務署や来場希望日時を選択

#### ステップ4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了。  
入場時に申込完了画面を提示してください。

申告の相談は、ご自宅からお電話やチャットボット(ふたば)でも可能です。  
(国税相談専用ダイヤル:0570-00-5901 ※ナビダイヤル)



▲国税庁サイト  
確定申告会場  
事前予約方法

## 税務課からのお知らせ

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

### 農耕トラクター等の小型特殊自動車はナンバー登録が必要です!

農耕用で乗用装置があるトラクター等や、フォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、所有していればナンバープレートの申請手続きが必要です。

### 軽自動車の廃車手続きは3月31日までに!

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日に登録があるものに課税されます。  
所有しないバイクやトラクター、軽自動車等がある方については、3月31日までに廃車の手続きをしない場合、令和8年度も課税されますので早めの手続きをお願いします。  
手続き先については下記をご参考ください。

原付バイク(125cc以下)小型特殊自動車(トラクター等)	九重町役場 税務課
四輪の軽自動車(乗用・貨物用)	大分県軽自動車協会 又は 住所地の軽自動車協会
軽二輪(125cc超250cc以下)／二輪の小型自動車(250cc超)	大分県陸運局 又は 住所地の陸運支局、検査登録事務所

## 入学・就職・転勤等による引っ越しで、住所を異動される方は「正確な住所の届出」が必要です！

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに届出を行きましょう。（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。）

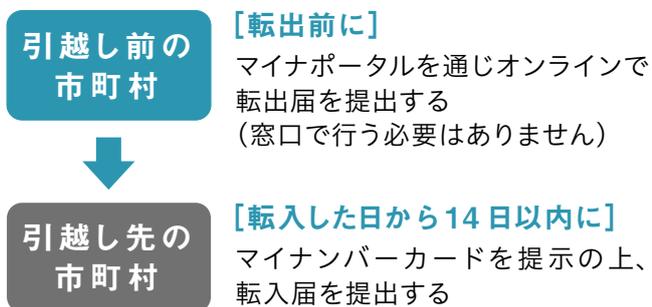
また、マイナンバーカードには最新の住所を記載する必要があります。転入や転居される場合は異動届とあわせて手続きをしましょう。

### ◆住民票の異動届（転出届・転入届・転居届等）の手続き方法

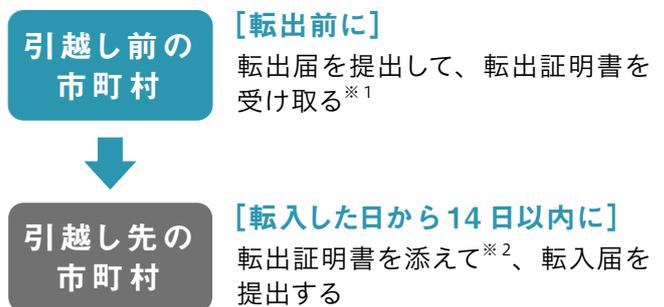
◎他の市町村に転出・転入する場合 ※お手続きには暗証番号が必要です。

#### マイナンバーカードをお持ちの方

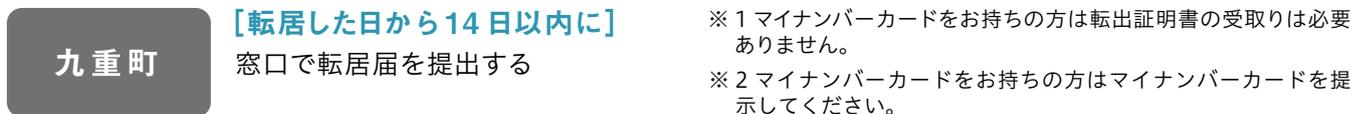
##### 《オンラインの届出（推奨）》



##### 《窓口での届出》



◎九重町で転居する場合 ※お手続きには暗証番号が必要です。



## 家畜・家きんの小規模飼育者の定期報告について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

全国各地での高病原性鳥インフルエンザ等の発生を踏まえて、家畜伝染病（法第12条の4）に基づき、平成24年以降、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため下記の家畜・家きんを飼養されている方は、毎年1回、2月1日時点の家畜の種類、頭羽数の報告が義務付けられています。該当の方は令和8年2月1日現在の飼養状況を報告してください。

定期報告書の様式は九重町役場農林課の窓口にて用意しているものか、九重町ホームページの申請書ダウンロードに掲載しているものをご利用ください。

※昨年、定期報告書を提出いただいた方には様式をお送りしていますので、そちらでご回答ください。

- 【対象動物】**
- ①鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥の場合100羽未満
  - ②エミュー、だちょうの場合10羽未満
  - ③鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合6頭未満
  - ④牛、水牛、馬（ポニー等を含む）の場合1頭以上
- ※上記以外の家きん等を飼養している場合は、報告の必要はありません。  
※牛を営農目的で飼養している方は、牛についての報告は不要です。

**【提出先】** 九重町役場 農林課 畜産林業グループ 担当：須藤・植木

**【提出期限】** 令和8年3月23日(月)までに定期報告書の提出をお願いします。

## 「九重町物価高騰生活応援商品券」配布について

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

九重町では物価高騰の影響を受けている町民の皆様の負担軽減を図ることを目的として、『九重町物価高騰生活応援商品券』配布事業を実施します。

- 対象者** 基準日(令和8年1月1日)現在、九重町の住民基本台帳に登録のある全町民
- 商品券** 町民1人当たり10,000円(1冊:500円券×20枚)
- 配布方法** 世帯ごとに、世帯人数分をゆうパック(対面受取)で郵送します。
- 発送時期** 令和8年3月下旬から順次、発送を予定しています。全世帯に対面受取で発送しますので、3月下旬~4月中の配送期間を要します。あらかじめご了承ください。
- 使用期間** 令和8年4月1日(水)~令和8年6月30日(火)

### 注意!

商品券の受取に  
お金は必要ありません。  
全町民、無料です。  
お金を求められた  
場合は、詐欺です!  
絶対にお金を渡さない  
てください。

#### 【お知らせ】

50%のプレミアム付き商品券事業(使用期間:令和8年8月1日~令和8年10月31日)を実施します。詳しくは6月17日発送の区長文書等にてお知らせ予定です。



▲九重町HP

## 物価高騰の影響を受ける方々を支援します

●お問い合わせ 未来デザイン推進課 ☎0973-76-3874

九重町では、生活者に対する食料品等の物価高騰への支援を実施するために昨年12月に国の補正予算で拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、以下の事業を実施します。

#### ◎物価高騰生活応援商品券配布事業

住民一人に対して10,000円分の商品券を配布します。詳細は上記お知らせのとおり。

#### ◎生活応援プレミアム商品券事業(50%)

町内で使用できるプレミアム付商品券(50%)を発行します。10,000円で15,000円分の商品券が購入できます。

#### ◎畜産飼料高騰支援対策事業

飼料高騰により経営を圧迫されている畜産農家を支援します。

#### ◎宿泊施設物価高騰支援対策事業

宿泊クーポンを発行することにより、物価高騰の影響を受ける宿泊事業者を支援します。

#### ◎原材料米価格高騰緊急対策支援事業

米の価格高騰を受け、米の加工を行う事業者を支援します。

※個別の事業の詳細については改めてお知らせいたします。

## 医療費の適正化にご協力をお願いします

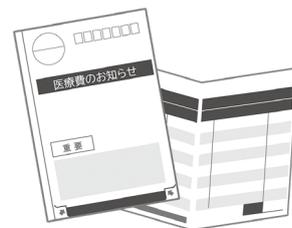
●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

加入者の高齢化や生活習慣病などの慢性疾患の増加等の理由により医療費の増加が続いています。このまま医療費が増加し続けると、加入者の皆さまから納めていただいている国民健康保険税の負担が重くなるだけでなく、国民健康保険の財政が悪化し、制度の運営が難しくなります。

### 加入者の皆さまのご協力が健全な運営に繋がります。

#### 医療費通知を確認しましょう

九重町では「医療費通知」を送付しています。この通知には、皆さまが使った医療費を記載しています。受診状況を振り返り、健康づくりや、病気の早期発見、治療に役立ててください。また、確定申告の際に医療費控除の申請に使うことができますので、大切に保管してください。



#### お薬手帳を1冊にまとめましょう

お薬手帳を1冊にすることで、医師や薬剤師が処方内容を確認し、薬の重複や副作用などに気づきやすくなります。お薬は適切に服用することで皆さまの健康に繋がります。



#### ジェネリック医薬品を使いましょう

新薬の開発には、莫大な費用がかかっています。そのため特許期間が設けられています。特許が切れた後に販売されるお薬が新薬と同じ有効成分を含んだジェネリック医薬品です。新薬に比べて低価格なため、窓口での負担が軽減されます。ジェネリック医薬品の処方を希望する際は、医師や薬剤師にご相談ください。



#### 「バイオシミラー」を知っていますか？

バイオ医薬品とは、細胞や微生物がつくるタンパク質を利用して製造される医薬品です。バイオシミラーは、ジェネリック医薬品と同様に、先行バイオ医薬品の特許期間終了後に販売されるお薬のことです。先行バイオ医薬品よりも安価なため、医療費を抑えることができます。

#### 特定健診を受けましょう

町では、40歳から74歳の国保加入者に毎年「受診券」を送付しています。費用は**無料**で血液検査や尿検査を中心にした健診で**苦しい検査はありません**。検査時間も**約1時間**です。

特定健診は、糖尿病などの生活習慣病を予防するために有効です。早期発見、治療に繋げるため年に1回は特定健診を受診しましょう。



## ■ 3月9日は「<sup>みやく</sup>脈の日」

高血圧や不整脈(心房細動)は自覚症状が現れにくいといわれています。しかし、そのままの状態では放置しておくと、ある日突然、脳卒中や心臓病などの命に関わる病気を引き起こすことがあります。心房細動は、自分で脈をチェックすることで、見つけることができます。高血圧と心房細動の早期発見、早期治療を行うことで、これらの重篤な病気の発症を予防することができます。まずは家庭で、血圧が高くないか、不整脈はないか、チェックする習慣をつけましょう。

心房細動は、自分で脈をチェックすることで、見つけることができます。高血圧と心房細動の早期発見、早期治療を行うことで、これらの重篤な病気の発症を予防することができます。

まずは家庭での血圧測定、脈拍チェックの習慣をつけましょう。

## ■ 3月第2木曜日(3月12日)は「世界腎臓デー」



慢性腎臓病(以下、「CKD」)は、腎臓の機能が慢性的に低下したり、尿たんぱくが継続して出たりする状態をいい、症状が悪化すると人工透析や腎移植が必要となる病気です。腎臓は「沈黙の臓器」とも言われ、初期の頃はほとんど自覚症状がありません。そのため、病気が進行するまで気づかない人が多くいるといわれています。CKDは、糖尿病や高血圧などの生活習慣病により発症リスクが高まりますので、生活習慣を見直しましょう。また、早期発見・早期治療のため、毎年、健康診断を受けましょう。健康診断で尿蛋白が出ている、又は腎機能が低下していると言われたことがある方は、早めにかかりつけの医師に相談し、指示に従いましょう。

### 国民年金広場

### 国民年金の手続きは電子申請で！

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821  
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

#### 電子申請の対象となる手続き

- 国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更等)
- 国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- 国民年金保険料学生納付特例の申請
- 国民年金付加保険料納付申出(辞退)の申出
- 国民年金付加保険料該当(非該当)の届出
- 国民年金保険料の産前産後免除の届出

上記以外の手続きについては、従来通り書類での申請が必要となります。

#### 電子申請のメリット

- ・スマートフォンから24時間365日申請ができます
- ・処理状況・申請結果をいつでも確認できます

#### 電子申請をするには

- 1 マイナンバーカードと、マイナンバーカード交付の際に設定したパスワードを用意する
- 2 マイナポータルの利用者登録を行う
- 3 マイナポータル画面から「年金の手続きをする」を選択し申請を行う

マイナポータルとねんきんネットを繋げると、年金記録の確認や、将来の年金見込額の試算ができるなど、もっと便利に使えます！

※ねんきんネットはインターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。

詳細は日本年金機構ホームページへ → <https://www.nenkin.go.jp/>

## 民間賃貸住宅家賃補助事業申請(残存期間)の受付について

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

民間賃貸住宅家賃補助事業は、令和6年度で新規受付を終了しました。

ただし、令和6年度までに補助を受けたことがある方は、補助期間の残り分について申請が可能です。(最長：令和10年3月まで)

下半期分の申請を受け付けますので、希望される方は必要書類を添えて申請して下さい。なお新規の受付は令和7年3月で終了していますので、ご了承下さい。

### 【対象期間】

令和7年10月分～令和8年3月分

### 【申請受付期間】

3月2日(月)～3月31日(火)まで(※お早めに申請してください。)

### 【要件等】

詳細については下記までお問合せいただくか、九重町HPにてご確認ください。

## 九重町釣団地分譲地を販売しています！

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

過疎対策・定住促進を目的に、釣団地内の分譲地を販売しています。若者・子育て世帯以外の方も申込可能です。詳しくは、観光・地域振興課へお問い合わせください。

◆所在地：大分県玖珠郡九重町大字右田字ツル 2946-5 外

◆申込対象者：i. 若者世帯(夫婦ともに40歳未満の世帯)  
子育て世帯(18歳未満の子を扶養している世帯)  
ii. i. に該当しない世帯

◆申込期間：毎月、月末締め

※申込受付は月末締めとなります。同区画に複数申込みがあった場合、i. の世帯が優先されます。

※同月内に優先順位が同じ申込者が複数いる場合は、優先同順位者で先着順となります。

◆販売価格：1㎡あたり10,900円～13,300円(区画の条件等により異なります)

◆補助制度：若者世帯・子育て世帯には土地代金納入後に100万円を助成する制度があります。

◆申し込み方法や条件などの詳細は九重町ホームページをご覧ください。

契約後、2ヵ月以内に土地代金の納入及び契約締結から2年以内に住宅建設に着手し、自ら継続して居住することが条件となります。

# 町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

町  
営  
住  
宅

## 松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地の1  
募 集 戸 数： 一般世帯向け4戸(3LDK) 2階及び3階  
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要  
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。  
駐車場使用料： 1,000円/月・台



## 青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1  
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK) 2階及び3階  
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。  
駐車場使用料： 1,000円/月・台



## 恵良住宅

住 所： 九重町大字松木5353番地の1  
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK) 2階及び3階  
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要  
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。  
駐車場使用料： 1,000円/月・台



## 豊後中村住宅

住 所： 九重町大字右田687番地  
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK)  
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要  
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。  
駐車場使用料： 1,000円/月



地  
域  
優  
良  
賃  
貸  
住  
宅

## 奥野住宅

住 所： 九重町大字右田2022番地の1  
募 集 戸 数： 新婚・子育て世帯向け1戸(3LDK)  
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要  
住宅使用料等： 78,000円/月  
駐車場使用料： 1,000円/月(1台分)  
基 本 減 額： 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から28,000円/月を減額。  
(1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯又は妊娠している者がいる世帯。  
(2) 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学しており、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない世帯。



募集期間：令和8年2月16日(月)～令和8年2月27日(金) 平日 午前8時30分から午後5時まで  
申込書提出先：九重町役場2階 建設課窓口まで

- 入居予定日：令和8年4月1日から
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 申込みに、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。
- 入居後、住宅使用料・光熱水費と別に共益費が必要となります。
- その他、個別での確認事項がありましたら担当課までお問合せください。



▲九重町HP

申込みについて

## ～3月は自殺対策強化月間です～

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

進学、就職、転勤など環境が変わることに不安を感じていませんか?年度末で仕事が忙しく、心や体が疲れていませんか?誰かに相談することで、気持ちが落ち着くかも知れません。相談窓口では、相談担当スタッフに気軽に相談できます。また、直接話しにくいときは、SNSを利用することもできます。もし、ご家族、友人、同僚など、身近な人の様子がいつもと違うと感じた場合には、じっくりと耳を傾け、相談窓口を紹介してみてください。

### 大分いのちの電話

☎ 097-536-4343 (毎日 24 時間)

☎ 0120-783-556 (毎日 16:00～21:00・毎月 10日 8:00～11日 8:00)

### こころの電話(大分県こころとからだの相談支援センター)

☎ 097-542-0878 (平日 9:00～12:00・13:00～16:00)

### 大分県西部保健所

☎ 0973-23-3133 (医師による相談日もあります)

### 九重町保健福祉センター

☎ 0973-76-3838

### このえ健康ダイヤル

☎ 0120-511-658 (毎日 24 時間・通話料無料)

### こころの相談(チャット)

LINE ID: @913kaiae (水・金 19:00～22:00) ※大分県公認心理師協会・県委託事業

## 第21回大分県障がい者スポーツ大会出場者募集!!!

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

令和8年度の障がい者スポーツ大会について、次のとおり九重町選手団としての出場者を募集いたします。  
※成績優秀者は全国障がい者スポーツ大会へ出場できる場合があります。

### 【参加資格】

令和8年4月1日時点で下記の要件を満たす方

- ①年齢6歳以上の方
  - ②各種障がい者手帳又は自立支援受給者証の交付を受けている方(療育手帳・精神手帳については準ずる方も可)
  - ③申込時に九重町内に居住しているか、九重町内の障がい福祉サービス事業所等に入所・通所されている方
- ※競技によっては参加資格が異なります。

### 【大会概要】

開催日 令和8年5月16日(土曜日)

開催場所 クラサドーム大分(大分市)

実施競技 陸上競技(競争・跳躍・投てき)、フライングディスク・その他

備考 競技によっては開催日や開催場所が異なることがあります。

### 【募集締切】

令和8年3月13日(金曜日)

※実施競技や大会参加についての詳細は地域共生支援課までお問い合わせください。

難聴の方との会話は、話す側にも工夫が必要です。

難聴の方は、何度も聞き返すことは相手に対して悪いと感じてしまい、聞き返すことを諦め理解したふりをする事や、会話をするのが億劫になり、多くの方が無口になる傾向があります。

今回は、1「難聴の種類」と2「難聴のある方に対して聞き取りやすい話し方」を紹介します。



## 1 「難聴の種類」

伝音難聴：音が伝わりにくくなる難聴です。基本的には、音を大きくすれば聞き取りやすくなります。

感音難聴：内耳より奥（聴神経、脳）の障害による難聴です。単に音を大きくするだけでは不十分で、脳が分析しやすい話し方（単語）が求められます。

混合難聴：伝音難聴と感音難聴が同時に発生している難聴です。

## 2 「難聴のある方に対して聞き取りやすい話し方」

- ①相手の補聴器をつけている側（聞こえやすい側）に立ち、ゆっくり話します。この時大きすぎる声は聞こえにくい場合があります。なるべく低い声で話すと聞こえやすい場合があります。
- ②相手の正面から、通常の声の大ききで、ゆっくり、はっきりと話します。音量が適切であれば、言葉が伝わりやすくなり、視覚情報が聞き取りの助けになります。
- ③単語一つ一つを区切って強調します。例えば「明日は台風が来るので、運動会は中止になったよ」という文章なら、「明日」「台風」「運動会」「中止」といった、重要な言葉を意識的に伝えることで、難聴者が全体の内容を推測しやすくなります。



## 「令和7年の火災・救急件数(九重町)」

☎ 玖珠消防署 警防係 ☎ 0973-72-2141

火災種別毎の出動件数			救急種別毎の出動件数		
種別	件数	前年比	種別	件数	前年比
建物火災	4件	+1	急病	325件	-10
林野火災	2件	+1	一般負傷	122件	-15
車両火災	3件	+2	交通事故	45件	±0
その他火災	6件	+2	その他	27件	-3
計	15件	+6	計	519件	-28

令和7年中に九重町内で発生した火災件数は15件でした。また、九重町内の救急件数は519件で456人を搬送しています。

今後も火気の取扱いには十分注意していただき、体調管理にも努めていただきたいと思います。

火災・救急種別ごとの出動件数は左記のとおりとなります。

**WEB ページ**  
九重町観光サイト



**観光目線での WEB ページを作成!**

「国内向け観光客用」「台湾向け」2つのWEB ページを作成しました!  
町内観光施設を中心とするモデルコースの作成を行い、九重町での滞在がイメージできるようになりました。同時に旅行商談会で活用できるデジタル資料としても利用しています。今後は九重町観光協会と協力して、商品造成や国内外での商談会で活用できるよう体験施設・宿泊施設・飲食店のリスト化を行い、2つのWEB ページへ情報を追加していく予定です。

**SNS 開設**

**Instagram**  
大分県九重町「旬ナビ」  
8/15開設  
720人  
フォロワー  
0人

**フェイスブック**  
73人  
フォロワー  
0人

**台湾現地フェイスブック**  
2,349,000 回の表示  
393人  
フォロワー  
0人

2投稿で  
4,268イネ!

令和7年9月15日にInstagramとフェイスブックのSNSアカウントを新規開設しました! Instagramアカウントを新規開設した「旬ナビ」は開設4ヶ月でフォロワー640名を突破しています。フェイスブックは日本国内アカウントと台湾現地アカウントをそれぞれ開設しました。特に台湾フェイスブックはこれまで2つの記事を投稿し3,676いいね!を獲得しています。今後もお客様の属性に合わせた情報発信を進めていきます。

**国内外商談会に参加**

**国内商談会**

R7年9月25~29日愛知県名古屋市内で開催された日本最大級のツーリズムエキスポで10社の旅行会社へダイレクトセールスを実施しました。

**海外商談会**

R7年11月7~11日台湾台北市で開催された台湾最大級の旅行博(ITF2025、4日間で36万人来場)に出展しました。九重町のPRだけではなく実際に来訪につながるようスキー場への団体客獲得に向けたツアーチラシを作成し、8,000枚配布しました。現地台湾の大手旅行会社広告代理店へのダイレクトセールスも実施しました。

**こんな活動をしています**  
九重町の観光をみんなにアピールする組織

**このえ町づくり公社**

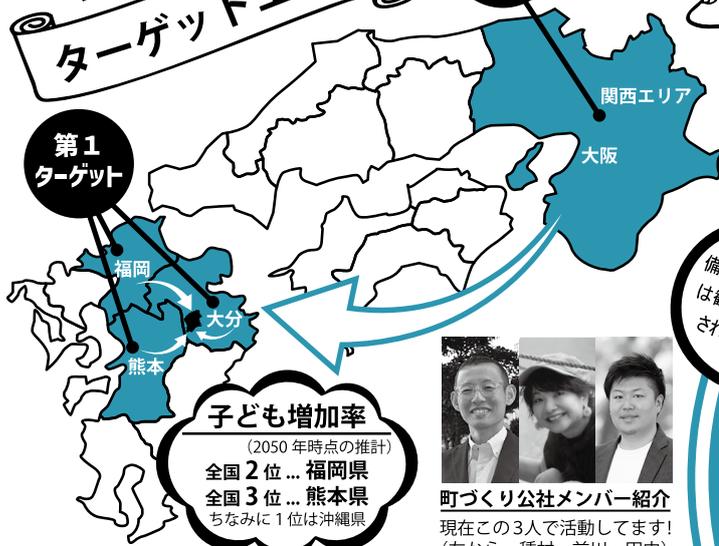
このえ町づくり公社は九重町の観光を県内外に発信し、観光からすべての町民の暮らしを豊かにする為の活動をしています。

**コミバス多言語化**

コミュニティバス車内掲示物の多言語化を実施しました  
英語 韓国語 中国語

アジア太平洋立命館大学 (APU) の学生とFAM ツアーを4回実施しました。  
アジア太平洋立命館大学 (APU) での講義「地方における観光の役割」4回実施しました。

**会社が考える九重町の観光ターゲットエリア**



**子ども増加率**  
(2050年時点の推計)  
全国2位... 福岡県  
全国3位... 熊本県  
ちなみに1位は沖縄県



**町づくり公社メンバー紹介**  
現在この3人で活動しています!  
(左から、種村・前川・田中)

**令和7年 10月1日に**

**「候補 DMO」になりました!**

「候補 DMO」ってどういう意味?  
観光のプロ組織として認められるための「準備期間」に入ったということ。国(観光庁)から「この町は観光で自立するポテンシャルがある」と本鼓判を押し以内に「正式な DMO」になることを目指す DMO のことです。

「候補 DMO」の活動が広がると町民の生活にどんないいことがあるの?

- ① **お店や農家が元気になる** → 地元の野菜が売れたり、飲食店にお客さんが増えたりすることで、町にお金が回ります。
- ② **地域交通(コミュニティバス)や暮らしが守られる** → お客さんが増えれば、バスの路線や商店が維持されやすくなり、結果として私たちの暮らしが便利になります。
- ③ **九重町に誇りが持てる** → 外から来た人に「いい町ですね」と褒められることで、私たちが当たり前だと思っていた景色や文化の素晴らしさを再発見できます。子どもたちが大人になって「この町に住み続けたい」「故郷に帰ってきたい」と思える土台になります。

**この町が持続可能になるために「数」を追う観光から、「価値」を分かち合う観光へ**

九重町の人口は2050年には5800人まで減少すると予測されています。そうすると商業、農業を始めとする多くの仕事が失われます。九重町で働く人も減り、町の衰退を止めることができません。私たち町づくり公社は観光客が増えることを失われる消費をカバーすることを目指しています。「観光客が増えることで、自然が壊され、静かな暮らしが脅かされる」そんな心配をされている方も多かもしれません。これからの私たちの町は、むやみに人数を追う「大量消費型の観光」ではなく私たちが歓迎するのは、町のルールを尊重し、豊かな自然環境の維持に貢献してくれる方々ではないでしょうか。来年度観光に関する町のコンセプト策定を行います。ぜひ皆さんの思いやご意見を聞かせてください。いつでも九重町役場2階の「このえ町づくり公社」へお越しください。